



第5次幸手市総合振興計画 後期基本計画

(平成26年度～30年度)

概要版

平成26年3月
幸手市

都市と自然が調和した安心・安全で活力あるまち幸手」の実現を目指して

本市では、平成21年に第5次総合振興計画を策定し、基本構想に掲げた市の将来像である「都市と自然が調和した 安心・安全で活力あるまち 幸手」の実現に向けて、まちづくりを推進してきました。

本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、東日本大震災にみる自然災害の発生による危機意識の高まり、環境問題に対する地球規模での取り組みの展開など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

このような時勢を迎える中、高度化、多様化する市民ニーズに応じていくためには、市民と行政が対等な関係を保ち、それぞれの役割を分担しながら一丸となってまちづくりを推進していく必要があります。

この度、前期基本計画の計画期間終了に伴い、これらの社会情勢の変化や前期計画期間中の取り組み成果を踏まえ、平成26年度から平成30年度までに取り組むべき施策を体系化し、その方策を明らかにした後期基本計画を策定する運びとなりました。

後期基本計画では、幸手駅の橋上化、自由通路整備などの都市基盤の充実や学校給食費補助などの子育て世代の負担軽減をはじめ、必要な取り組みを政策分野ごとに「重点的な取り組み」として新たに設定し、積極的な事業展開を図ります。

今後も、本計画に基づき、現場主義とスピード感にこだわりながら幸手市のまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画策定にあたり、総合振興計画審議会委員、市議会の皆様をはじめ、市民検討会議、市民意識調査などで貴重なご意見、ご協力をいただいた市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成26年3月

幸手市長 渡辺 邦夫



総合振興計画・後期基本計画について

策定の目的

本市では、平成 21 年 3 月に「都市と自然が調和した 安心・安全で活力あるまち 幸手」を将来像とした第 5 次幸手市総合振興計画を策定し、これを市政運営の指針としてまちづくりを推進してきました。

総合振興計画は、まちづくりの基本理念や本市の将来像などを示した「基本構想」と、基本構想を実現するための各施策を体系的に取りまとめた「基本計画」から構成されています。前期基本計画の計画期間終了に伴い、引き続き基本構想の実現を図るため、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間を計画期間とする後期基本計画を新たに策定します。

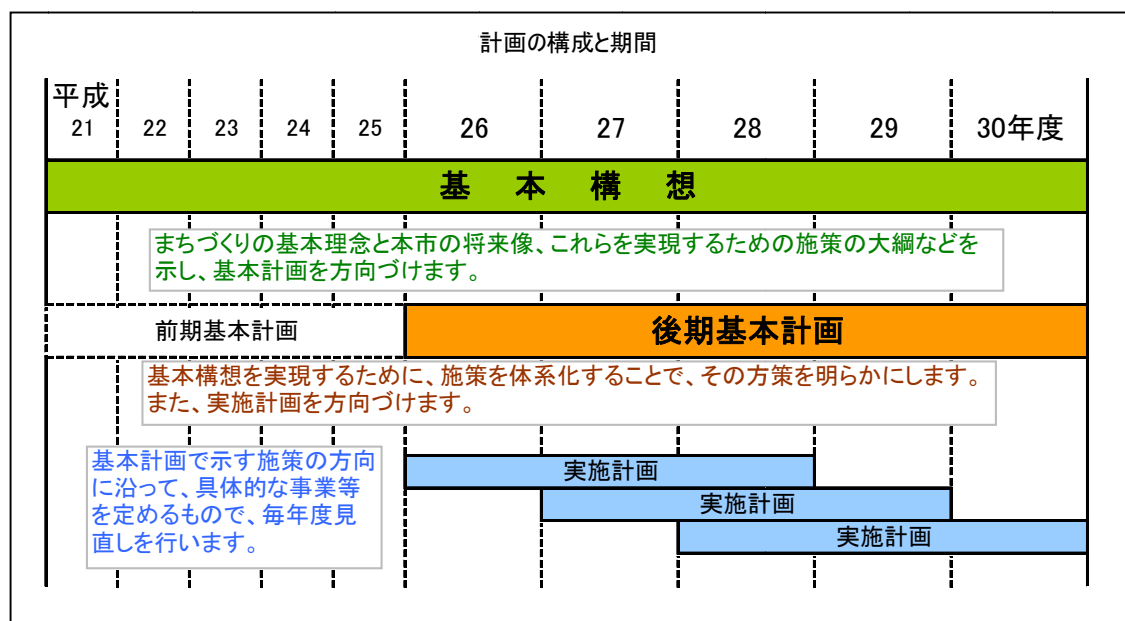
計画の性格

総合振興計画は、基本構想と基本計画から構成される本市の最上位計画であり、市の特性や課題、社会情勢などを見極めながら、戦略的な市政運営を行うためのまちづくりの基本指針となります。

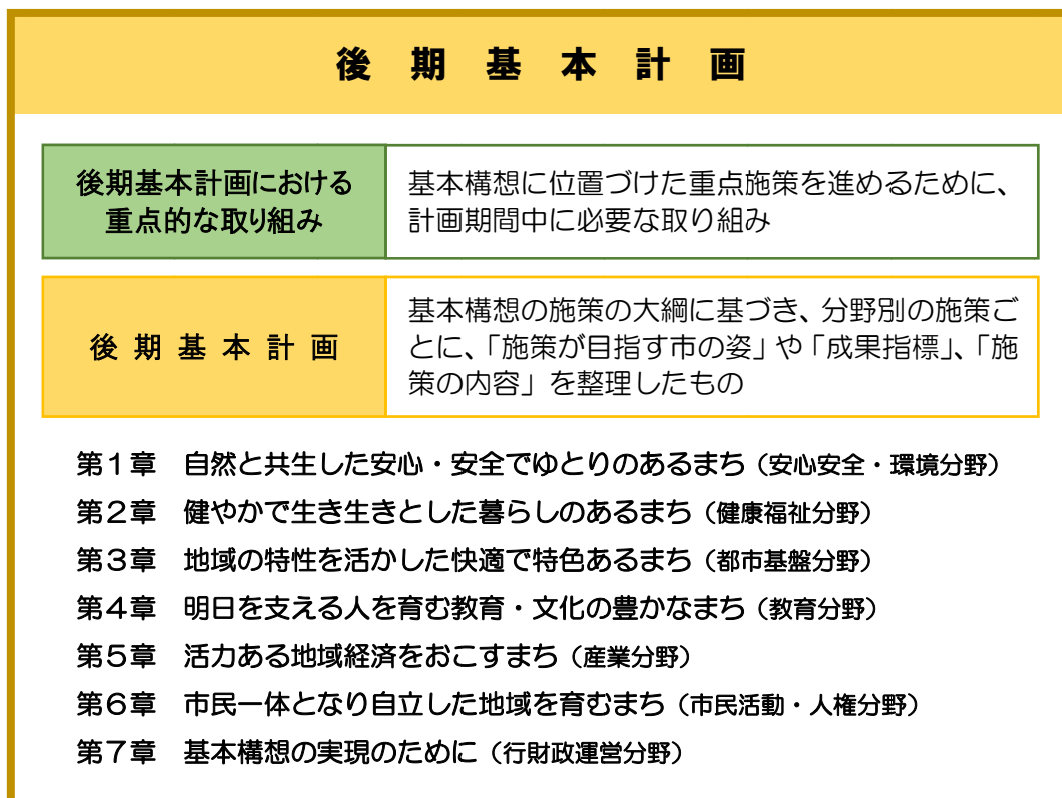
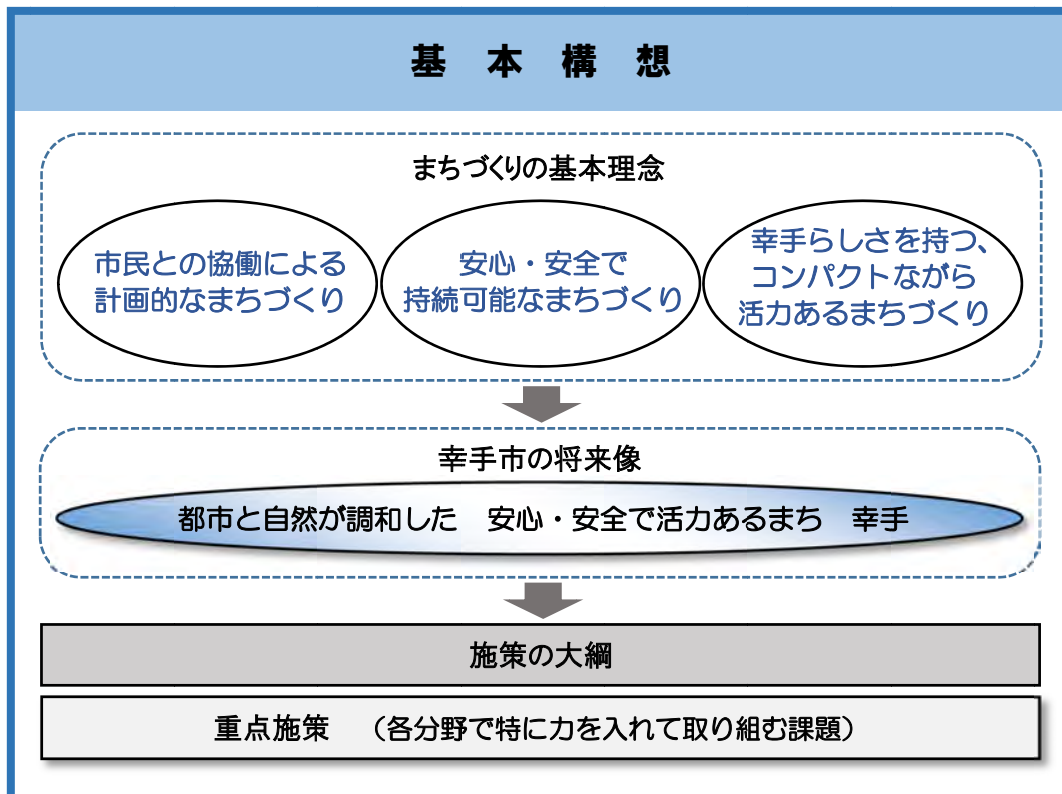
後期基本計画は、平成 21 年 3 月に市議会の議決を経て策定された基本構想の実現を図るための施策を体系的に取りまとめたものであり、各部門におけるさまざまな計画や具体的な施策は、この計画に基づいて実施されます。

この計画策定にあたっては、市民意識調査結果や市民検討会議における意見交換を通して市民のニーズや提案を把握し、それらを踏まえて素案づくりを行っています。

計画の推進にあたっては、施策ごとに示した「施策が目指す市の姿」を市民と行政が共有し、その実現に向けて協力・連携しながら取り組みを進めていくものとしています。



第5次幸手市総合振興計画後期基本計画の構成



計画策定にあたっての市民意向

計画策定にあたっては、市民の皆様からの意見を集約するために、市民意識調査や市民検討会議を開催しました。

市民意識調査結果

(1) 施策の満足度・重要度について

- ・市で取り組んでいる行政施策 32 項目の満足度と重要度を点数化して比較を行いました。
- ・満足度については「健康づくり」「ごみ・し尿処理」「スポーツ・レクリエーション」「広報・広聴」「公園・緑地」「男女共同参画」の6施策がプラス評価となっています。
- ・重要度についてはすべてプラス評価であり、「医療施設・医療体制」「災害対策」「防犯対策」など、市民生活の安心・安全に関わる施策の重要度が高くなっています。

(2) 重点的な取り組みについて

- ・今後、重点的に取り組むべきこととしては、「幸手駅周辺の開発」が最も多く、次いで「地域医療体制の充実」「災害に強いまちづくり」「高齢者福祉・介護予防事業の充実」となっています。

(複数回答)

	1位	2位	3位
全体	幸手駅周辺の開発 36.6%	地域医療体制の充実 34.1%	災害に強いまちづくり 32.3%
10歳代	幸手駅周辺の開発 53.8%	災害に強いまちづくり 46.2%	地域医療体制の充実 30.8%
20歳代	幸手駅周辺の開発 47.6%	地域子育て支援体制の充実 46.4%	災害に強いまちづくり 31.0%
30歳代	地域子育て支援体制の充実 39.0%	幸手駅周辺の開発 36.2%	災害に強いまちづくり 33.3%
40歳代	地域医療体制の充実 38.9%	災害に強いまちづくり 33.7%	幸手駅周辺の開発 32.6%
50歳代	幸手駅周辺の開発 44.8%	地域医療体制の充実 31.7%	高齢者福祉・介護予防事業の充実 27.6%
60歳代	高齢者福祉・介護予防事業の充実 40.7%	地域医療体制の充実 38.5%	幸手駅周辺の開発 35.2%
70歳代以上	高齢者福祉・介護予防事業の充実 40.5%	地域医療体制の充実 35.8%	災害に強いまちづくり 34.9%

市民検討会議からの提言

市民の視点から市の計画・施策に関して検討し、後期基本計画策定に対する意見・提言を行うために市民検討会議を設置しました。団体等の代表とともに公募による市民の方も加えた総勢 15 人で議論していただき、「市民検討会議提言書」としてとりまとめました。

テーマ1 活気と活力のあるまちをつくるために	①子どもが残れるまち ②自然や文化が守り育まれるまち ③働く場所があるまち
テーマ2 安全・安心なまちをつくるために	①安全・安心に住み続けられるまち ②快適・便利に暮らせるまち
テーマ3 みんなでまちをつくるために	①情報発信ができるまち ②一人ひとりが活躍できるまち ③協働のまちづくりの仕組みがあるまち

後期基本計画における重点的な取り組み



基本構想では、本市の将来像「都市と自然が調和した 安心・安全で活力あるまち 幸手」の実現を図るため、政策分野ごとに重点施策を位置づけています。

後期基本計画では、重点施策を進めるために計画期間中に必要な取り組みを「重点的な取り組み」として新たに設定し、積極的に事業を展開していきます。

後期基本計画（平成 26～30 年度）

重点的な取り組み

- エコライフの推進
- 自然エネルギーの活用
- リサイクル体制の充実
- 資源の有効利用
- 防災に備えた建物・設備の充実
- 自主防災組織の充実
- 災害時要援護者支援の充実

- 子育て支援の充実
- 子育て世代の負担軽減
- 地域に根ざした医療体制の強化
- 健康維持の意識啓発の推進
- ひきこもりや孤立の予防・防止



- 優良企業の誘致と雇用の促進
- 周辺環境に配慮した整備の推進
- 橋上駅舎及び自由通路の整備
- 幸手駅西口の計画的な市街地整備

- 学校施設・設備の安全確保
- 地域と連携した安全な環境づくり
- 教育内容や教職員の充実
- 学校設備・教材等の充実
- 学校を通じた交流機会の充実

- 幸手産農産物の利用促進
- 農業を通じた観光・交流機会の充実
- 中心市街地における拠点施設の整備
- 情報発信やPRの強化

- 協働のパートナーとなる市民・団体等の育成
- 協働のネットワーク体制の強化
- 情報の共有と参加の促進
- 多様な世代が関わるコミュニティの形成
- 活動の場や機会の充実

- 新たな手法の導入による効率化
- 職員の意識改革と資質向上
- 財政健全化に向けた取り組みの継続



第1章 自然と共生した安心・安全でゆとりのあるまち (安心安全・環境分野)

施 策	施策が目指す市の姿	施策の内容
1-1 環境にやさしい 地域づくり	■一人ひとりが幸手の自然を守る意識を持ち、環境に配慮した取り組みを行っている ■豊かな自然環境が保全・創造されている	・総合的環境行政の推進 ・環境学習活動の推進 ・自然環境の保全 ・温暖化対策事業の推進 等
1-2 廃棄物の 排出抑制	■循環型社会が形成されている	・広域的な取り組みの強化 ・廃棄物処理・体制の整備 ・4R運動の推進 ・産業廃棄物監視指導の強化
1-3 危機管理体制 の強化	■危機対応に対する意識が定着している	・危機管理体制の確立 ・幸手市国民保護計画の推進
1-4 災害対策の 充実	■自助、共助、公助の備えが整い、災害から生命や財産を守ることができる	・自主防災組織の育成・支援 ・災害に関する啓発・情報提供 ・応急物資等の確保 ・応援体制の拡充 等
1-5 総合治水対策 の推進	■大規模な浸水被害が起こらない	・保水・遊水機能の確保 ・排水対策の推進 ・河川の整備
1-6 地域安全活動 の充実	■一人ひとりの防犯意識が高まり、地域における防犯活動が活発に行われている ■犯罪などに対して不安なく生活できる	・犯罪防止活動の充実 ・地域防犯活動の高揚 ・安心できる住環境の整備
1-7 交通安全対策 の推進	■交通事故が発生しない ■市民が交通ルールとマナーを理解し、安心・快適に道路を通行できる	・交通安全意識の向上 ・交通安全施設の整備 ・交通規制の推進 ・安全快適な交通環境の維持
1-8 消防・救急体制 の強化	■火災や各種災害に対して、的確かつ迅速な対応ができる ■病気や火災などに対して安心して暮らしている	・常備消防の充実 ・消防団の充実・支援 ・広域消防体制の推進 ・火災予防対策の充実 等

第2章 健やかで生き生きとした暮らしのあるまち (健康福祉分野)

施 策	施策が目指す市の姿	施策の内容
2-1 子育て支援の 充実	- 子どもが健やかに成長できる - 市民が安心して子どもを生み育てられる	- 子ども・子育て支援事業計画の推進 - 地域の子育て支援の充実 - 母子保健事業の充実 等
2-2 健康づくりの 支援	一人ひとりが自主的に健康づくりに取り組み、病気にならず、長生きできる	- 健康日本21 幸手計画の推進 - 特定健康診査・特定保健指導の充実 - がん等疾病予防事業の充実 等
2-3 地域医療体制の 充実	市民が地域で適切な医療を受けることができる	- 地域医療体制の充実 - 救急医療体制の充実 - 小児救急医療体制の充実 - 献血の推進
2-4 地域福祉の推進	市民が共に支えあう地域社会が形成されている	- 地域福祉計画等の策定及び推進 - 福祉コミュニティの育成 - 社会福祉協議会の充実強化 等
2-5 高齢者福祉の 充実	高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らすことができる	- 生きがいづくりの支援 - 生活支援の充実
2-6 介護保険制度の 充実	住み慣れた地域で安心して生活できる	- 介護保険事業の円滑な運営 - 介護サービスの充実 - 介護予防事業の充実 - 地域包括支援センターの充実
2-7 障がいのある人 の自立と社会参 加の支援	障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができる	- 総合的な施策の推進 - 啓発・交流活動の推進 - 自立・社会参加の促進 - 福祉サービス・生活支援の充実 等
2-8 社会保障制度の 充実と円滑化	- 適正・健全な保険医療制度が維持され、安心して医療を受けることができる - だれでも自立した社会生活を送ることができる	- 国民健康保険制度の充実 - 後期高齢者医療制度の運営 - 国民年金制度の啓発 - 生活保護の適正実施 等

第3章 地域の特性を活かした快適で特色あるまち (都市基盤分野)

施 策	施策が目指す市の姿	施策の内容
3-1 計画的な 土地利用	- 市全域で、地域の特性に応じたまちが形成されている - 市民が自分たちの住むまちに愛着を持ちながら快適に暮らしている	- 土地利用構想の実現化 - 都市計画マスタープランの推進 - 土地利用の規制・誘導 - 住民参加型のまちづくり
3-2 圏央道インター チェンジ周辺の 開発	働く場所が確保され、にぎわいや活力が生まれている	新規産業団地の整備
3-3 幸手駅周辺の 開発	- 市の玄関口にふさわしい街並みが形成され、にぎわいのあるまちになる - アクセスが良く、使いやすい幸手駅を利用することができる	- 西口区画整理の推進 - 幸手駅舎整備の推進 - 東口周辺の市街地整備の推進
3-4 田園都市景観の 形成	地域の特性を活かした、幸手らしい景観が形成される	- 田園景観の保全・創造 - 良好な住環境と都市景観の整備・保全 - 景観づくり活動の支援 等
3-5 水と緑の環境 づくり	市民が、水と緑による、快適で潤いのある生活環境を楽しんでいる	- 水と緑の基本計画の推進 - 公園整備の推進 - 緑地・水辺環境の整備・保全 - ふれあい散策路・遊歩道の整備
3-6 道路網の整備	- 市内各地域や他市町へ、円滑に移動できる - 歩行者や自転車利用者が、安心・安全に道路を通行できる	- 幹線道路の整備・維持管理 - 生活道路の整備・維持管理 - 橋りょうの整備・維持管理
3-7 公共交通機関の 拡充	公共交通機関を利用し、気軽に市内外へ移動できる	- 鉄道輸送力の増強 - 駅のバリアフリー化 - バス路線の充実
3-8 安全な水の供給	将来にわたり、安全でおいしい水を利用することができる	- 水の安定供給 - 水の有効利用の推進 - 経営の効率化
3-9 下水道の整備	衛生的・快適に暮らすことができる	- 公共下水道の整備 - 水洗化の促進 - 下水道施設の維持管理の充実

第4章 明日を支える人を育む教育・文化の豊かなまち (教育分野)

施 策	施策が目指す市の姿	施策の内容
4-1 児童・生徒の安心・安全の確保	学校や地域で、子どもが安心して学ぶことができる	- 耐震化の促進 - 心身の健康づくり - 地域と連携した安全の確保
4-2 学校教育環境の整備	自ら学ぶ意識が高まる	- 総合的な教育行政の推進 - 地域との交流の推進 - 就学の援助 - 進学支援 等
4-3 学校教育内容の充実	- 楽しく学んでいる - 基礎学力や体力が身につく、豊かな心はぐくまれる	- 基礎・基本の充実 - 時代の変化に応じた教育の充実 - 指導体制の充実 等
4-4 青少年の健全な育成	- 心豊かな人間性や社会性、協調性を身につけている - 非行などに走らない地域環境ができている	- 青少年活動の促進 - 非行防止・環境浄化活動の推進 - 国際感覚・意識の醸成
4-5 社会教育の充実	- 生きがいを持ち、健康で文化的な生活を送ることができる - 一人ひとりが未来を担う人として、学び成長している	- 生涯学習の総合的推進 - 健康の増進と生涯スポーツ・レクリエーションの振興 - 社会教育施設の整備・充実 等
4-6 文化財の保護・活用	- 文化財や歴史資料が保存・活用されている - 郷土の歴史・文化を理解し、市に誇りを持っている	- 文化財の保護及び愛護意識の啓発 - 文化財・歴史資料の調査・研究と情報提供 等



■ スクールガード

第5章 活力ある地域経済をおこすまち

(産業分野)

施 策	施策が目指す市の姿	施策の内容
5-1 農業基盤の整備	■ 農業の生産性が向上し、安定した農業経営を行うことができる ■ 優良農地の保全と有効活用を図る	・ 生産基盤の整備 ・ 農業経営の支援 ・ 後継者の育成・支援 ・ 生活環境の整備 等
5-2 地域農業の振興	■ 安全・安心でおいしい幸手産農産物を購入することができる ■ 農業を通じて、交流することができる	・ 地産地消の推進 ・ ブランド化・特産品開発の支援 ・ 市民交流農業の推進
5-3 中心市街地の活性化	■ 中心市街地に多くの人々が集まり、安全・快適に過ごしている	・ 商店街の魅力ある環境整備 ・ 中心市街地活性化事業の推進
5-4 商業・サービス業の活性化	■ 安定した商業経営を行うことができる ■ 生活に必要なものを身近で購入することができる	・ 経営力向上の支援 ・ 後継者の育成・支援 ・ 商業団体の活動の支援
5-5 工業の活性化	■ 安定した経営を行うことができる ■ 働く場所が確保されている	・ 経営力向上の支援 ・ 地元雇用の拡大 ・ 工業用地の確保 ・ 企業立地の促進
5-6 観光の振興	■ 市民が郷土の自然や文化に触れることができ、満足している ■ 市外から多くの観光客が訪れている	・ 観光施設・ルートの整備 ・ 伝統行事等の活用 ・ 観光資源の掘り起こしと活用 ・ 観光事業の充実・連携 等
5-7 勤労者対策の充実	■ 働きたい人が就労することができる ■ 気持ちよく働き続けることができる	・ 雇用情報の提供 ・ 就業環境の充実 ・ 福利厚生の実施支援
5-8 消費生活の支援	■ 市民が安心・安全に消費活動を営むことができる ■ 事業者が安心・安全な商品を提供している	・ 消費生活相談の充実 ・ 情報提供の推進 ・ 消費者活動の支援 ・ 品質表示等の適正化の推進

第6章 市民一体となり自立した地域を育むまち (市民活動・人権分野)

施 策	施策が目指す市の姿	施策の内容
6-1 市民との協働の 推進	■ 市民と行政の連携ができています	・ 協働体制の整備 ・ まちづくり活動の支援
6-2 コミュニティ 活動の支援	■ 市民が地域活動に参加している ■ 市民団体間の連携により、地域の問題に取り組んでいる	・ コミュニティ活動の推進 ・ コミュニティ意識の醸成
6-3 人権意識の高揚	■ 一人ひとりが人権に対する意識を高く持っている	・ 啓発活動の推進 ・ 人権相談活動の充実 ・ 人権・同和教育の充実 ・ 市民活動の支援 等
6-4 男女共同参画 社会の推進	■ 男女があらゆる分野で対等な立場で活動している	・ 推進体制の充実と市民活動の支援 ・ 男女共同参画社会形成への意識づくり 等
6-5 平和・国際交流 の推進	■ 世界の恒久平和を願う意識が醸成されている ■ 市民の国際理解が深まっている ■ 交流を通して市に住んでいる外国人が暮らしやすいと感じている	・ 平和事業の推進 ・ 国際交流の充実 ・ 国際理解の推進 ・ 多文化共生の地域づくりの推進



■ 市民検討会議

第7章 基本構想の実現のために

(行財政運営分野)

施 策	施策が目指す市の姿	施策の内容
7-1 計画的な行政 運営	- 目標を立て、計画的な行政運営を行っている - 定住者が増加することで、人口減少率が緩やかになる - 民間活力によるきめ細かな行政サービスを受けられる	・ 施策の進捗管理・評価 ・ 事務事業の見直し ・ 効率的な行政組織の見直し ・ 民間活力の導入 等
7-2 財政健全化の 推進	- 市民に十分説明を行いながら、安定した財政運営を行っている - 適切な受益者負担がなされている	・ 財政健全化計画の進捗管理 ・ 財源の確保 ・ 適正な受益者負担の確保 ・ 収納率向上対策 等
7-3 広報・広聴・情 報公開の充実	- 市民が、誰でもいつでも、市政に関する情報を得ることができる - 市民の意見を把握し、市政に反映している - 個人情報適切に保護されている	・ 市政概要説明会等の実施 ・ 市民意識の調査・意見の募集 ・ 広報刊行物の充実 ・ インターネットの活用 等
7-4 信頼のある人材 管理・育成	- すべての職員がすべての市民から信頼されている - 一人ひとりの資質や能力が研修等により向上する	・ 人事管理の充実 ・ 職員の能力開発
7-5 地域情報化の 推進	市民が市内外を問わず、便利で安全な行政サービスを受けることができる	・ 電子自治体の推進 ・ 地域情報通信システムの研究・活用 ・ 個人情報の保護
7-6 広域行政の確立	市民が広域的なサービスを受けることができる	・ 広域圏計画の推進 ・ 広域的な連携の検討・強化 ・ 市町村合併の検討

第5次幸手市総合振興計画 後期基本計画 概要版

平成26年3月発行

発 行：幸手市

編 集：総務部政策調整課

住 所：〒340-0192 埼玉県幸手市東4-6-8

電 話：0480(43)1111（代表）

ホームページ：<http://www.city.satte.lg.jp/>



幸手市マスコットキャラクター
さっちゃん